

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例」に対する意見）

総務課

1 概要

令和5年第1回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年2月6日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例」の概要

- (1) 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例のほか26の公の施設の設置管理条例について、指定管理者制度運用委員会を附属機関とすることに伴い、関係条例の規定を整備する。
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例」は、指定管理者制度の運用体制の強化を図るため、県が指定管理者制度の運用について意見の聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とするものであるから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例

【議案提出の理由】

指定管理者制度の運用体制の強化を図るため、県が指定管理者制度の運用について意見の聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とする必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例のほか26の公の施設の設置管理条例について、指定管理者制度運用委員会を附属機関とすることに伴い、関係条例の規定を整備する。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例の概要

指定管理者制度運用委員会

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため施設所管課又は部等を単位として設置し、指定管理者の候補者の選定、モニタリング等に関し意見を聴取
【構成】①学識経験者、②財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
③施設の機能又は指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者、④施設の利用団体（者）を代表する者

改正趣旨

指定管理制度運用委員会の運用体制の強化を図るため、指定管理者の選定及び指定管理制度の運用に関する意見聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とする。

改正前

■会合

行政運営上の意見の聴取、懇談のための会合

背景

指定管理者制度の運用体制を強化し、公の施設の管理をより効果的かつ効率的なものとする必要

附属機関化

改正後

■指定管理者制度運用委員会を附属機関として位置付け、その調査権限等を明確化するとともに、指定管理者の選定及び指定管理者の行う公の施設の管理に関する重要事項について知事の諮問を受けて答申し、又は建議する権限を付与する。

指定管理者制度の運用体制の強化